

市民主体による 自主自立のまちづくり

第4回



「まちづくりの担い手」と「基本原則」

まちづくりの担い手である「市民、議会、市長等」のそれぞれの役割と責務、そして広報いわみざわ6月号で紹介した基本原則、「情報共有、参加、協働」との関係は下の図のようになります。

また、市民が主体のまちづくりを進めていくため、この条例では次の3つの権利を定めています。さらに、次世代を担う青少年や子どもにもまちづくりに関心を持って参加してもらい、将来の岩見沢を担う人材に育ててほしいという願いから、青少年と子どもの権利を明記しました。

市民

- まちづくりの主体として、積極的に参加するように努める
- 発言や行動に責任を持ち、互いの意見や行動を尊重する
- 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識する
- 地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努める

情報共有・参加・協働

議会

- 市長等による事務の執行を監視およびけん制し、市民の意思を政策に反映させる
- 議会活動に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努める
- 市全体のまちづくりに視点を持って公正かつ誠実に職務を遂行する

市長等

- 公正かつ誠実な市政を執行する
- 市民の意思を反映した市政運営を進める
- 地域社会の課題に的確に対応できる能力を持った職員の育成に努める
- 積極的に市民と連携して職務を遂行する
- 知識、技能等の向上に努める

Point!

まちづくり基本条例における市民の権利

市民の権利

- 情報共有の原則に基づき、まちづくりに参加、協働するための前提として議会や市長等が保有している情報について「知る権利」
- 自発的かつ主体的にまちづくりに「平等に参加できる権利」
- まちづくりについて自分の考えを自由に述べたり、その考えを「提案する権利」

青少年および子どもの権利

- 青少年および子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

問合せ 市民連携室